

令和3年度保育所等就業継続支援事業委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 委託業務の名称

令和3年度保育所等就業継続支援事業委託

2 業務内容

別添「令和3年度保育所等就業継続支援事業委託仕様書」のとおり

3 委託契約期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

4 委託料上限額

4,004,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 保育現場の働き方改革に係る同種のコンサルタント派遣事業に係る受託実績を有する者であること。
- (2) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る知識と能力を有している者であること。
- (3) 常に情報セキュリティ対策を徹底し、万一の事故が発生した場合にも、迅速な対応を図ることができる者であること。

6 提案にあたって提出する書類

「かながわ電子入札共同システム」ホームページから次の各様式をダウンロードし、提出してください。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 参加意思表明書（様式1） | 1部 |
| (2) 提案者調書（様式2） | 5部（1部正本とし、残り4部は複写で可） |
| (3) 事業計画提案書（様式3） | 5部（1部正本とし、残り4部は複写で可） |
| (4) 見積書 | 5部（1部正本とし、残り4部は複写で可） |

※見積書は任意様式ですが、項目ごとに、数量、単位、単価等を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載してください。

また、消費税を含む費用（郵送料など）は、消費税の二重計上に留意してください。

7 提案書類提出の手続き

(1) 参加意思表明書の受付

令和3年3月16日（火）17時15分まで

事業計画提案書の提出を予定する事業者は、必ず参加意思表明書（様式1）を提出してください。参加意思表明書が提出されていない場合は、事業計画提案書の受付はいたしません。提出は持参又は郵送（必着）とします。

(2) 質疑受付及び回答

ア 受付

令和3年3月11日（木）17時15分まで

ご質問がある場合は、ファックス（045-210-8956）にて受付いたします。

イ 回答

令和3年3月17日（水）までに、参加意思表明書の提出者あてにファックスで回答いたします。また、同日までに、かながわ電子入札共同システム「入札公告」の添付ファイルにも掲載します。

(3) 提案書類受付期間

令和3年3月22日（月）当日必着
提出は持参又は郵送（必着）とします。

(4) 提出先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 子育て支援人材グループ
住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁分庁舎 4階
受付時間 平日（月～金）の8時30分～17時15分（12時00分～13時00分の間を除く）

8 選考方法

審査会を設置し、3名の委員により書類により提案内容の審査を行います。

(1) 提案の評価項目

評価項目	評価内容
実施体制	事業を円滑に実施するための業務管理体制及び専門的知見を有する人員の配置体制は整っているか。
関連業務実績	同種業務の実績から、目的に沿った成果が期待できるか。
法令遵守	法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができるか。
提案内容	業務フロー、業務量等を可視化するための手法、手順は効果的かつ効率的なものとなっているか。
	アクションプラン及び実績報告書のイメージは、わかりやすく、読み手に配慮した工夫がなされているか。
	取組み支援の実践方法が効果的なものとなっているか。
他園への波及	成果物（実績報告書）を活用し、今後、職員による県内の他の保育所への展開が期待できるか。
独自の取組	独自の取組について提案があり、その内容をもとに本業務の効果を一層向上させることが期待できるか
見積積算内容	見積積算内容は仕様書に基づき適切な内容となっているか。

(2) 参加が無効になる場合

提出書類が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 応募資格を有しないもの
- イ 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 委託料の上限を超えているもの

(3) 選考結果の通知

審査会の結果を踏まえ決定し、選考結果を通知します（4月中旬予定）。なお、選考後、委託先として決定した者の名称及び事業の概要を県のホームページで公表します。

9 契約

委託先として決定された者は、神奈川県と契約を締結することとします。

委託先として決定された者が辞退した場合は、評価点が2番目に高かった者と契約を締結することとします。

契約期間中、次世代育成課と適宜協議を行いながら、業務を実施してください。

応募のあった事業計画の内容や委託料の額については、調整を行うことがあります。

なお、県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。

このため、委託先として決定され契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第18条 発注者（神奈川県知事）が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者（委託先として決定された者）に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

10 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加にかかる経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しません。
- (5) 本委託業務に係る提案書の提出を行う者は、次のとおり誓約したものとみなします。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしていない者であること。
 - ウ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
 - カ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- (6) 選定後、参加者名及び選定結果を公表します。

11 問合せ先・提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

子育て支援人材グループ 担当者 上野

電話 045-285-0341 (直通) F A X 045-210-8956